

(別紙)

○第六条の二関係

頁	修正前	修正後
3	<p>(実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画)</p> <p>第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。</p>	<p>(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)</p> <p>第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、<u>テロリズム集団その他の組織的犯罪集団</u>(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、<u>テロリズム集団その他の組織的犯罪集団</u>に不正権益を得させ、又は<u>テロリズム集団その他の組織的犯罪集団</u>の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。</p>
修正理由	<p>与党審査のプロセスにおいて、具体的な例示を示す必要があったため。 ※関連箇所(2頁, 7頁及び理由)も同様に修正</p>	

出典：法務省刑事局刑事法制管理官作成 平成29年3月9日 事務連絡より抜粋  
平成29年3月21日(火) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(民進党)